

北上市分別収集計画

(第11期)

令和7年7月

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集にかかる分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み	5
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
11	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8
	特記事項	9

1 計画策定の意義

水と緑豊かな環境都市きたかみを創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた経済社会システムやライフスタイルを見直し、持続発展的な循環型社会を築くことが必要です。

循環型社会において、リサイクルを進めることはもはや清掃事業の課題ではなく、社会全体として取り組むべき課題となっています。当市は、大規模製造業、先進的商業、近郊農業など多彩な産業がバランスよく集積した都市となっており、経済・消費活動が盛んなことから、構造的にも経済的にも自立しやすい都市であるという特質があります。こうした特質を踏まえ、自立的、発展的な循環型の廃棄物処理システムをつくり上げることが必要です。

このためには、市民、事業者、行政がこれまでの単に「消費し、ごみを出す人」から省資源や資源循環のための環境にやさしい行動を実践する「循環型社会の貢献者」へと生まれ変わる必要があり、また、それぞれが担うべき役割を認識し、協働して取り組みを進めていく必要があります。

本計画は、循環型社会システムの構築に向け、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大勢を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の促進、焼却処理量と埋立処理量の削減を図ることを目的に、市民、事業者、行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することによりすべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものです。

またプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）に基づく製品プラスチックのリサイクル推進については、不燃ごみ処理の広域化による影響を踏まえて適宜検討していきます。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本方向を以下のとおりとします。

- (1) 循環型社会形成のため、容器包装リサイクル法の遵守と4Rを基本とする政策の推進
- (2) 市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任の基、一体となった資源循環の取り組みによる環境負荷の低減
- (3) ごみの発生から処分までの総合的な管理による発生抑制
- (4) 環境に配慮し、効率的なリサイクルと安全・安心なごみ処理の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他のガラスびん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装類、白色トレイ、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装を対象とします。なお、その他紙製容器包装は、当面、雑誌・その他の紙類と混合収集していくこととします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	5,638	5,575	5,511	5,447	5,383
製品プラスチック	—	—	—	—	—

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施します。なお、実施に当たっては市、市民、事業者等がそれぞれの立場から役割を負担し、相互に協力・連携を図ります。

分別収集の推進を図るため、環境に関する講座を積極的に開催するとともに、各地域の公衆衛生指導員を通じて住民への啓蒙を図ります。

(1)市における方策

ア PR、啓発活動、リサイクル教育の充実

ごみの減量、リサイクル推進の意識が生活習慣として定着するよう、全世代を対象とした環境教育を積極的に行い、イベント、キャンペーン、出前講座の実施など学習の機会を拡充します。

ICT技術を積極的に活用し、情報化を総合的に進めるとともに、インターネットやアプリを利用した啓発にも努めます。

また、市のごみ減量専任指導員による、ごみ減量化のPRや啓発活動を引き続き実施していきます。

そのほか、市民がごみ処理に対して安全と安心を実感できるように、岩手中部クリーンセンター及び清掃事業所、最終処分場などの情報も積極的に公開します。

イ ごみの分け方、出し方の啓発

当市のごみの分別方法の周知及び適正な排出を徹底するため、転入手続きの際に「ごみ百科」、「ごみ分別ポスター」、「ごみカレンダー」、「ごみアプリ」のチラシを配布します。

ウ 家庭ごみ手数料化のリバウンド防止

ごみ排出者がその量に応じて適正な社会的コストを負担することにより、ごみに対する意識高揚を図り、ごみ減量化、リサイクルへの取り組みを強化しごみ処理に必要な財源を確保するため、家庭ごみの手数料化を平成20年12月に実施しました。

家庭ごみ手数料化導入前の平成19年度よりごみの量は減少していますが、東日本大震災以降は微増傾向にあり、新型コロナウイルス感染症流行の影響による増加傾向から現在は減少に転じています。今後は従来の施策に加え製品プラスチックの資源化や不燃ごみの分別区分の見直しなど、リバウンド防止に努めます。

(2) 市民における方策

ア ごみ分別の徹底

「ごみ百科」や「ごみ分別アプリ」を活用し、市で定める分別方法に基づいた分別を行い、市指定ごみ袋・シール券により指定日に排出することとします。

イ 店頭回収、資源ごみ常設ステーションの活用

スーパー等の店頭回収を活用し日常的に分別を行うこととします。また、指定日に排出できない場合は常設ステーションを活用し分別に努めることとします。

ウ 過剰包装の削減

買い物にはマイバッグを持参し買い物袋を使わない等、過剰包装を削減することとします。

(3) 事業者における方策

ア エコ協力店いわて認定制度の活用

「エコ協力店いわて認定制度」を活用し、包装紙の簡易化、買い物袋の持参促進、店頭でのトレイやペットボトル、空き缶など資源物の回収促進、再生商品の販売促進などごみの発生源対策を推進します。

イ 事業者と協働したごみ減量化啓発

市内に立地する事業者において、従業員にごみ分別アプリの案内チラシを配布し、ごみの削減とリサイクルを促進します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処分施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、市民の協力度、市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器		缶
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 ※1
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		—

※1の項目については、紙箱を対象として収集を実施します。なお、当面は雑誌及びその他の紙類との混合収集とします。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)

(単位：t)

分別収集する容器包装廃棄物の種類	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製の容器	77.7	77.2	76.6	76.1	75.5
主としてアルミニウム製の容器	116.1	115.3	114.5	113.7	112.9
無色のガラス製容器	208.0	206.5	205.1	203.6	202.1
茶色のガラス製容器	211.1	209.6	208.1	206.6	205.1
その他のガラス製容器	102.0	101.3	100.6	99.9	99.1
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	16.3	16.2	16.0	15.9	15.8
主として段ボール製の容器	455.0	451.8	448.5	445.3	442.1
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(664.0)	(659.4)	(654.7)	(650.0)	(645.3)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって清涼飲料、特定調味料、酒類等その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	206.5	205.1	203.6	202.1	200.7
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	521.7	518.1	514.4	510.7	507.0
(うち白色トレイ)	(30.2)	(30.0)	(29.7)	(29.5)	(29.3)
製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	—	—	—	—	—

※かっこ内の量は、指定法人による引き取りではなく、市が独自に処理を行う予定量を示します。

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
缶	アルミ製容器	缶類	・市による定期回収 ・スーパー等による 店頭回収	民間事業者
	スチール製容器			
びん	無色ガラス製容器	びん類	・市による定期回収	民間事業者
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙	紙パック	紙パック	・市による定期回収 ・スーパー等による 店頭回収	民間事業者
	段ボール	段ボール	・市による定期回収 ・スーパー等による 店頭回収	
	その他紙製容器包装	紙類	・市による定期回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	・市による定期回収 ・スーパー等による 店頭回収	民間事業者
	その他プラスチック 製容器包装	プラスチック 類	・市による定期回収	

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

対象品目については、市内の民間リサイクル施設で選別、圧縮、保管することとします。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排 出	集積場所	資源ごみステーション（395箇所）
		資源ごみ常設ステーション（4箇所）
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	ストックヤード	・民間利用
	その他選別施設	・民間利用（缶選別機、PET圧縮機、プラスチック圧縮機、発泡スチロール溶融施設）

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ製容器	缶類	ネット袋	バンボディ車	・民間業者の選別 ・圧縮施設
スチール製容器				
無色ガラス製容器	びん類	プラスチック コンテナ	バンボディ車	・民間業者のスト ックヤード
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
紙パック	紙パック	十字に縛る	バンボディ車	・民間業者のスト ックヤード
段ボール	段ボール			
その他紙容器包装	紙類	ネット袋	パッカー車	
ペットボトル	ペットボトル	ネット袋	パッカー車	・民間業者の選別 ・圧縮施設
その他プラスチッ ク製容器包装類	ペットボト ル、発泡スチ ロール以外 のプラスチ ック製容器 包装	ネット袋	バンボディ車	
	発泡スチロ ール			

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実行するため、次の取り組みを進めます。

(1) 公衆衛生指導員による排出指導等の徹底

分別収集を円滑でより効率的に行うため、各行政区に公衆衛生指導員を設置し、研修会等を通じて資質の向上を図ります。

- ・ 主な任務 ①分別収集の地域啓発に関すること
- ②ごみ集積所及び資源ごみステーションの維持管理に関すること
- ③ごみ及び資源物の排出状況の把握と指導及び連絡に関すること

(2) ごみ減量専任指導員による排出指導

ごみ減量専任指導員を設置し、ごみ減量及びリサイクルを推進します。

- ・ 主な任務 ①ごみ減量及びリサイクル推進に係る啓発活動並びに指導に関すること
- ②資源循環型社会の普及に関すること
- ③不法投棄の監視及び防止に関すること

(3) 資源ごみ常設ステーションの設置

資源ごみ常設ステーションを設置し、夜勤等のため指定日に資源ごみを排出できない市民の利便性向上により分別の促進を図ります。

- ・ 資源ごみ常設ステーション設置箇所数 4箇所（令和7年3月末現在）

【特記事項】

容器包装廃棄物のフロー

北上市における容器包装廃棄物に係る分別排出と収集・処理のフローは、下図のとおりです。

